

## 令和6年度 船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金について

高度処理型の浄化槽を転換設置する場合に、下記の条件で設置費用の一部を補助します。

補助金申請は、既設の単独処理浄化槽または既設のくみ取便槽を撤去する前、及び転換する高度処理型の浄化槽を設置する前に必要となります。

申請の際は事前に船橋市環境保全課へご相談ください。

### 申請受付期間

原則、令和6年4月1日から12月27日までの受付順で、ただし予算に達した時点で受付を終了します。※ 浄化槽補助金事業は、国・県の補助を受けて実施しております。国・県の締切日程に合わせて申請受付を終了しますので、申請受付期限は変更になる場合があります。

### 補助対象区域

令和6年3月31日現在の下水道事業計画認可区域（市役所の下水道河川計画課でご確認ください。）以外の区域が対象です。但し、認可区域内であっても市が指定した下水道整備困難地区（丸山4丁目の一部）については補助の対象となりますので、詳細はお問い合わせください。

### 補助の要件

補助対象区域内において、居住用建物（共同住宅及び居住部分が50%以上ある併用住宅を含む）に5～10人槽の高度処理型の浄化槽（国庫補助指針に適合するもの）を転換設置する場合に申請できます。

- ※ 転換設置とは、既存の単独処理浄化槽または、くみ取便槽を新たに高度処理型の浄化槽へ替える場合であり、建物の改修や建て替えを問いません。
- ※ 浄化槽法、建築基準法、船橋市浄化槽取扱指導要綱に基づく正しい手続き・工事をする事。
- ※ 令和7年3月31日までに工事を完了し、かつ完了検査を受けること。
- ※ **令和7年1月より、市税納付確認書の様式に変更があります。申請の際には、必ず新しい様式をご利用ください。**

## 補助金額等

### <高度処理型の浄化槽の転換設置>

(通常型浄化槽 (BOD除去率 90%以上・放流水のBODが 20mg/ℓ以下) の機能に加え、放流水の総窒素濃度 10mg/ℓ以下、又は 20mg/ℓ以下、若しくは総りん濃度 1mg/ℓ以下の機能を有するもの)

	区分	人槽	限度額	補助予定基数
基準額	放流水の総窒素濃度 10mg/ℓ以下	5人槽	474,000円	1基
		6人槽~10人槽	570,000円	1基
	放流水の総窒素濃度 20mg/ℓ以下 又は総りん濃度 1mg/ℓ以下	5人槽	354,000円	4基
		6人槽~10人槽	387,000円	
既存住宅の 建て替え以 外の場合の 上乗せ額	単独処理浄化槽の撤去費用		180,000円	3基
	くみ取便槽の撤去費用		100,000円	1基
	転換設置に伴う宅内配管工事 (浄化槽への流入管 (トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事。) に要した費用		300,000円	4基

### 補助金申請手続きの流れ

補助金交付を受けるには、設置等(既存家屋の解体を含む)工事前に申請が必要です。補助金交付申請書等を添付書類と一緒に提出してください。申請書類等の書式は船橋市のホームページに掲載しています。

#### 交付申請書

- ↓ 申請書の内容を審査し、交付決定通知書を交付します。締め切り後は申請できません。  
既存住宅の建て替えを伴う場合は、建屋の解体前に浄化槽設備士と市で旧浄化槽又はくみ取便槽の確認を行います。旧浄化槽又はくみ取便槽の写真は必ず撮ってください。

#### 浄化槽工事着工

- ↓ 浄化槽を埋める際に中間検査を行います。必ず事前にご連絡ください。  
工事写真は必ず撮ってください。工事写真が無い場合は補助金交付できません。

#### 工事完了

- ↓ 工事完了から 20 日以内に実績報告書を提出してください。

#### 実績報告書提出

- ↓ 実績報告書のとおり工事がなされているか、職員が浄化槽設備士立会いのもとで、完了検査を行います。工事写真は必ず撮ってください。  
実績報告書及び完了検査の結果を審査し、補助金交付の条件に適合すると認められれば、補助金等確定通知書でお知らせします。

#### 補助金交付

実績報告書受取から約 1 箇月後に指定された口座に補助金を振り込みます。

## 施工上の注意事項

- ① 浄化槽設備士立会いの工事であること。工事写真に本人が確認できる写真が必要。
- ② 工事は、千葉県知事の登録を受けた浄化槽工事業者が行うこと。
- ③ 浄化槽は建物の基礎（隣地建物からも同様）、道路際、崖下等からの土圧がかからないように設置する。施行上困難な場合は、擁壁を設ける等必要な措置を講じること。
- ④ 上部を駐車場等に利用する場合は、支柱を立てること。ただし、支柱不要タイプの浄化槽は、この限りではない。
- ⑤ コンクリートの打込みは、仕上りが均質で密実になるまで適切に養生すること。
- ⑥ まずは、内径 15cm 以上のインバートますとする。また、起点、各排水が屋外に出た所、屈曲点、合流点、及び一定間隔毎に（排水管の内径の 120 倍を超えない範囲）適切に設置すること。
- ⑦ 原則として床下配管はしない。施行上困難な場合は、掃除口を設けること。また、床下配管にした場合は、実績報告時に掃除口の写真・配管がわかる写真を添付すること。
- ⑧ 外流しの排水管を浄化槽に接続しない（雨水が流れ込まないように屋根をつければ可）。
- ⑨ 浄化槽を嵩上げする場合は 30cm 以内にとすること。
- ⑩ 浄化槽の機種・人槽等を変更する場合は、建築確認機関（設置届の場合は環境保全課）に変更の手続きを行うこと。
- ⑪ 湧き水の出る場所は、浄化槽の水平維持、沈下・浮上防止策に万全を期すこと。
- ⑫ その他、不明な点は環境保全課に問合せ、**解明してから工事を進めること。**

問合せ先 船橋市 環境部 環境保全課

電話 047-436-3813 FAX 047-436-2446

## 補助金交付申請等提出書類（工事着工前に申請）

- ① 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 転換計画を示した書類（第 2 号様式）
- ③ 建築確認済証（写）又は、審査期間を経過した浄化槽設置届出書（写）
- ④ 浄化槽概要書（写）
- ⑤ 案内図（住宅地図等）
- ⑥ 見積書（写）
- ⑦ 浄化槽の型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑧ 浄化槽の配置及び敷地内排水系統図、建物等の土圧状況示す設置断面図
- ⑨ 工事請負契約書（写）
- ⑩ 建物の各階平面図（屋内排水経路が確認できるもの）
- ⑪ 保証登録証（市町村用）
- ⑫ 登録浄化槽管理票（C 票）
- ⑬ 登録証（写）
- ⑭ 市税納付確認書
- ⑮ 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ⑯ 誓約書（第 3 号様式）
- ⑰ その他必要な書類（必要な場合のみ）

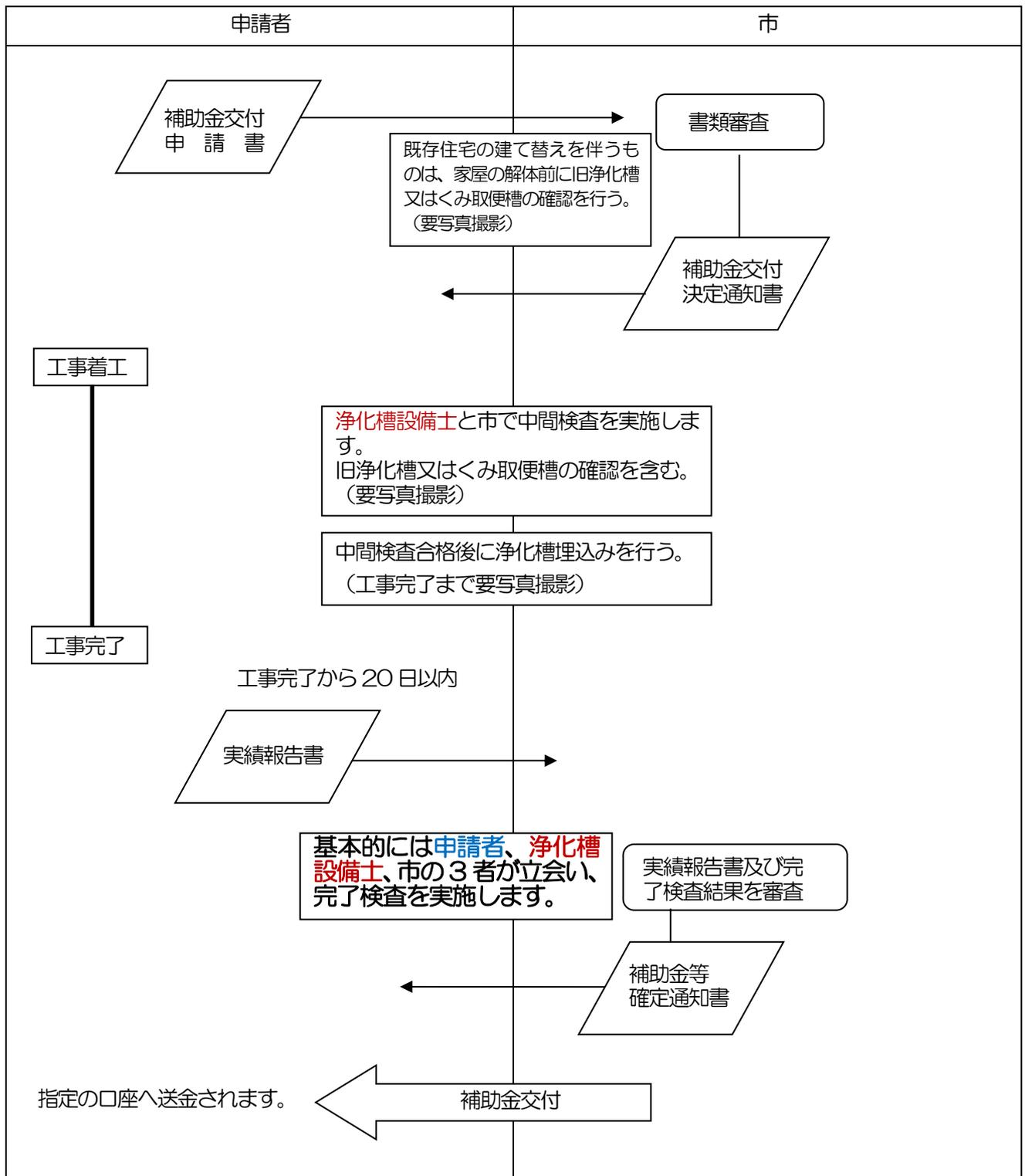
※本人確認書類の写しについて

- 運転免許証の場合は**表面及び裏面をコピーしたものを**提出してください。
- マイナンバーカードの場合は、**表面のみ**コピーしたものを提出してください。

## 実績報告書提出書類（工事完了から 20 日以内）

- ① 実績報告書（第 6 号様式）
- ② 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽法第 10 条を遵守することを誓約する書面
- ③ 浄化槽法第 7 条検査申込書（写）
- ④ 浄化槽法第 7 条検査に係る費用を納付したことを証する書面（写）
- ⑤ 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽法第 11 条検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書（写）
- ⑥ 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽法第 11 条検査の受検を契約したことを証する書面（写）
- ⑦ 請求書（写）又は領収書（写）
- ⑧ 工事写真
  - ・ 設置場所に浄化槽設備士が標識を掲げている写真
  - ・ 栗石のつき固めが終了後の写真
  - ・ 目つぶし・つき固め後、配筋の状況がわかる写真
  - ・ 擁壁の写真（土圧に対して必要な場合）
  - ・ 支柱等補強工事の写真（上部が駐車場等となる場合）
  - ・ 基礎コンクリートの写真
  - ・ 設置場所にある浄化槽本体の写真
  - ・ 埋め戻し、水張り作業の写真
  - ・ 上部スラブ配筋の写真
  - ・ 嵩上げ状況の写真（嵩上げがない場合も必要）
  - ・ ブロワ設置状況の写真
  - ・ 完成後の浄化槽上部全体写真
  - ・ 既存単独浄化槽又はくみ取便槽の撤去工事写真
- ⑨ 施工結果報告書（写）（任意の書式）
- ⑩ 既存単独浄化槽又はくみ取便槽が確実に処理されたことを証する書類
- ⑪ その他必要な書類（必要な場合のみ）

補助金申請フロー



※ 補助金申請を工事業者に委託している場合は、実績報告書の提出や完了検査の日程調整は工事業者が行います。